

2017 年度

特待生入試早期日程

刑事法問題

注 意

1. 試験開始の指示があるまでこの問題冊子を開いてはいけません。
2. 解答用紙は黒インクのボールペンまたは万年筆で記入してください。黒インクのボールペンまたは万年筆を忘れた者は監督に申し出てください。(黒鉛筆・シャープペンシルなどを使用してはいけません。)
3. この問題冊子は4ページまでとなっています。試験開始後、ただちにページ数を確認してください。
4. 解答用紙にはすでに受験番号が記入されていますので、あなたの受験番号の番号であるかどうかを確認してください。
5. 解答は解答用紙の指定された解答欄に記入し、その他の部分には何も書いてはいけません。
6. 解答用紙を折り曲げたり、破ったり、傷つけたりしないように注意してください。
7. この問題冊子は持ち帰ってください。

【 刑事訴訟法 】

被告人甲，被告人乙が同じ法廷で共同審理されている場合に，被告人乙の供述（捜査段階のものも含む）を被告人甲の証拠とする方法とその問題点について論ぜよ。解答は，茶色の解答用紙にしるせ。

【 刑 法 】

次の[事例]を読み、甲、乙の刑事責任について論ぜよ（特別法違反を除く）。解答は、青色の解答用紙（その1、その2）にするせ。

[事例]

甲は、友人乙と食事をしていて、以前勤務していた飲食店Kの店長Aから電話で呼び出しを受けた。甲は在職中、Aから何かと理不尽な仕打ちを受けていた。一度などは、Aは甲に「レジの金を盗んだ」と事実無根の容疑をかけ、甲の反論も聞かずに、ほかの従業員と共に甲を罵り、甲に対して暴行をふるった。甲は、こうした状況に嫌気が差して、約1か月前に、K店を退職していた。

電話口で、甲はAに呼び出しの理由を尋ねたが、Aは憤激した様子で、「いいから今すぐ来い。来なかったらただじゃおかないからな」などと一方的に述べ、電話を切った。

甲は、乙に対し、「前の勤務先から呼び出された。どうせあまり面白くない話だから、よかったら一緒に行ってくれないか」と誘い、乙はこれに応じた。このとき、甲は、K店に行けばAやほかの従業員に因縁を付けられ、暴行を加えられるに違いないと考えていた。その上で、K店を辞めてもなお追い回してくるAらに激しい怒りを覚え、もし攻撃を受けた際には、乙の加勢も得て、Aをこてんぱんにしてやろうと密かに決意していた。しかし、乙には、こうしたことは一切告げなかった。甲は、K店に行く前に一旦自宅に立ち寄り、ポケットにナイフ（刃渡り10cmの果物ナイフ）を潜ませたが、この点も、乙に告げることはなかった。なお、K店を退職する前のAとの確執等についても、甲は一切乙に話をしたことはなかった。

甲、乙は、甲の運転する車でK店に赴き、扉を開けると、Aは従業員2名（B及びC）とともに、「お前が金を盗んだ」などと言ひ募り、いきなり甲に殴りかかろうとしたため、驚いた乙は、「ちょっと、何ですか。落ち着いて下さい」と言いながら間に入った。すると、A、B、Cは、怒りの矛先を乙に向け、3人がかりで乙に殴りかかった。乙は、これに抵抗して、殴り返すなどしたが、反対に殴り倒され、殴る、蹴る等の激しい暴行を受けた。甲は、Aらの勢いになすすべがなく傍観していたが、ナイフを持っていることを思い出し、「おい、これを使え」と乙の手にナイフを持たせた。乙は、Aらから続けて暴行を受ける中、必死で同ナイフを振り回して立ち上がり、この場から逃れるためにはAを殺害することになってやむを得ないと決意し、Aの腹部を数回突き刺した。なお、Aは出血多量により死亡した。

甲は乙の手から落ちたナイフを拾い、乙とともにその場から逃走しようとK店を出たが、B、Cはなおも執拗に、とくに乙に向けて攻撃を続けた。乙に掴みかかって手を離さないB、Cを何とかしようと、甲は、B、Cを威嚇するため、B、Cに刃先を向けてナイフを振り回したが、ナイフは、B、Cを振り払って勢いよく甲の方向に飛び出してくる格好となった乙の肩に刺さり、乙は傷害を負った。